

「民事調停セミナー」と「無料相談会」の御案内

民事調停制度は、金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。この度、民事調停制度の概要と、交通事故による相手方との交渉などでお困りの方に、その対処方法を分かりやすく説明するセミナーを開催します。

令和4年7月21日(木)

受講料・相談料は無料です

【第1部】民事調停セミナー

- ◆時間 13:30~14:45(開場 13:00~)
- ◆内容 ① 民事調停はトラブル解決のお手伝い
講師:京都簡易裁判所職員
② 「交通事故の当事者(加害者・被害者)になったら何をすべきか」
講師:豊福 誠二(弁護士・京都民事調停協会会長)
- ◆定員 先着30名
※ 申込方法は裏面を御覧ください。

【第2部】無料相談会 <民事調停セミナー終了後に開催します。>

金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に対してお答えします。(ただし、離婚や相続など、家庭内の問題は除きます)。

- ◆時間 15:00~17:00(受付時間:13:00~13:30, 15:00~16:30)
- ◆定員 先着12組(1組当たり30分程度)
- ◆申込方法 当日先着順

会場 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 2階 セミナー室B

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地
(地下鉄烏丸御池駅又は地下鉄四条駅下車徒歩約5分)

※ 一般来館者用の駐車場はありません。
公共交通機関を御利用ください。

感染症対策として、マスクを着用するなど咳エチケット等を心掛けていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。また、今後の状況により開催内容は変更又は中止となる場合があります。



◆申込期間 令和4年7月1日(金)～令和4年7月14日(木)

◆申込方法 参加希望者は、FAX又はホームページの送信フォームから、氏名及び電話番号を以下の申込先まで御連絡ください。

◆申込先 京都市消費生活総合センター

FAX 075-366-2259

※送信間違いがないよう御注意ください。

ホームページ 送信フォームを御利用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000298816.html>

※ 先着 30 名となっていますので、定員に達した場合、申込みをお断りすることがあります。

こちらから
アクセス
できます！



～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～ * ～

宛 先:京都市消費生活総合センター (問合せ先:075-366-2250)

FAX:075-366-2259

* 本用紙に必要な項目を記入後、FAXしてください。

京都民事調停協会による「民事調停セミナー」

FAX用申込用紙

次のとおり「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』」を申し込みます。

参加者氏名	ふりがな
電話番号 (連絡先)	

* 本用紙に記入いただいた個人情報は、「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』及び『無料相談会』」に関する以外に使用することはありません。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等



京都市消費生活総合センター
令和4年6月発行
京都市印刷物第044195号